

令和元年度

第 2 回

第 4 1 回岡山市都市計画審議会

令和元年 7 月 3 0 日開催

第 4 1 回岡山市都市計画審議会議事録（令和元年度第 2 回）	
1 日 時	令和元年 7 月 3 0 日（火） 午後 1 時 5 9 分 開会 午後 3 時 0 6 分 閉会
2 場 所	岡山市勤労者福祉センター 5 階 体育集会室 （岡山市北区春日町 5 - 6）
3 出席委員	1 7 名
4 事 務 局 （関係課）	都市整備局 都市・交通部 都市計画課 建築指導課、環境事業課、産業廃棄物対策課
4 議 事	<p>（ 1 ） 都市計画案件</p> <p>第 1 号諮問 岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更について（岡山県決定）</p> <p>（ 2 ） その他の案件</p> <p>第 1 号議案 バイオディーゼル岡山株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第 5 1 条ただし書きによる許可）</p> <p>第 2 号議案 エコシステム岡山株式会社一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第 5 1 条ただし書きによる許可）</p> <p>第 3 号議案 岡山砒油株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第 5 1 条ただし書きによる許可）</p>
5 傍聴者	5 名

<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p style="text-align: center;">～ 開会 ～</p> <p style="text-align: center;">午後 1 時 5 9 分</p> <p>【挨拶】</p> <p>【定数確認】</p> <p>【会議の公開の決定】</p> <p>【署名委員指名】</p> <p style="text-align: center;">～ 議事進行 ～</p> <p>【第 1 号諮問の審議】</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、第 1 号諮問岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更（岡山県決定）について、ご説明させていただきます。資料の方はですね、右肩に第 1 号諮問説明資料と記載している資料、こちらの方をご覧ください。</p> <p>岡山県は、浅口市の都市計画区域再編を目的として、岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスタープランの見直し作業を進めており、その変更内容について諮問するものでございます。</p> <p>都市計画区域マスタープランは、都市計画区域の人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた都市の基本的な方向性を示すものでございます。都市計画区域マスタープランには、都市計画の目標、区域区分、いわゆる線引きですね、これの決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針を定めるものでございます。</p> <p>次に、都市計画区域とは、都市計画法に規定する一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要がある区域でございます。岡山県では、岡山県南広域都市計画区域をはじめ、14市7町で14区域を指定しているところでございます。岡山市が指定されております、岡山県南広域都市計画区域は、岡山市や倉敷市などの6市1町で構成されているところでございます。</p> <p>今回の変更内容でございますが、浅口市、こちらが岡山県南広域都市計画区域を構成する金光町、それと鴨方都市計画区域を構成する鴨方町、及び都市計画区域に指定されていない寄島町の合併によ</p>

	<p>って、平成18年に誕生しており、こうした中、関連する自治体である浅口市と里庄町から土地利用規制案などが示され、鴨方都市計画区域と旧金光町域が統一的な土地利用規制等により、一体的な土地利用の実現が図られることとなったことから、新たに浅口市と里庄町で構成する浅口都市計画区域として再編することとし、関係する都市計画区域マスタープランの見直しを行うものでございます。</p> <p>資料の方の2ページをご覧ください。こちらには、主な変更内容として、現行と改定原案を左右に示しております。4番目のスケジュールでございますが、既に原案の公告や縦覧が岡山県において行われ、計画案が作成されております。その計画案に対する意見照会が岡山市の方に来ていた状況でございます。本審議会で、意見をうかがったのち、岡山県の方へ回答する予定でございます。その後は岡山県の方で、案の公告、縦覧、岡山県の都市計画審議会などの手続きを経て、都市計画の決定が行われる予定でございます。</p> <p>資料の3ページには、改訂後の岡山県南広域都市計画区域の位置図、それから4ページには浅口市の都市計画区域の再編の概要を図示させていただいております。その後ろには、都市計画区域マスタープランの新旧表をつけさせていただいております。右側が現在のものです、本審議会でもご意見をうかがい、平成29年3月に作成させていただいたものでございます。左側が今回変更しようとしている案でございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご審議をお願いいたします。ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、意見もないようですので、第1号諮問岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更については、当審議会としては、意見なしということよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本諮問につきましては、意見なしといたします。</p>
会長	<p>【第1号・第2号・第3号議案の審議】</p> <p>次に、その他の案件としてご審議いただく案件は、廃棄物処理施</p>

事務局

設の敷地の位置に関する付議案件でございます。第1号議案から第3号議案までが、一連の案件となっておりますので、まとめて説明をしていただきます。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

それでは、その他案件の第1号議案バイオディーゼル岡山株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、第2号議案エコシステム岡山株式会社一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、第3号議案岡山砒油株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、につきまして関連する施設となりますので、一括して説明をさせていただきます。それではA3横書きの第1から第3号議案の説明資料にそって説明させていただきます。表紙をめくって1ページ目をご覧ください。

第1号議案から第3号議案につきまして、廃棄物処理施設の敷地の位置について、ページ左側上段にございます、今回都市計画審議会に付議する理由についてですが、建築基準法第51条では、都市計画区域内において廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされております。ただし書きで、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められております。都市計画運用指針では、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画決定することが望ましいとされており、ゴミ焼却場など一般的に公共が設置するものについては都市計画決定を行い、廃棄物処理場など民間が設置するものにつきましては、建築基準法第51条ただし書きによる許可を原則として運用しております。

今回ご審議いただく3案件は、いずれも民間が設置する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設であることから、建築基準法第51条ただし書きの許可を要するもので、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考え、岡山市都市計画審議会に付議させていただくものです。

1ページ目左側中段以降に関連法令の抜粋を示しております。今回付議する案件は下段に表記がある一般廃棄物処理施設のうち、1日当たりの処理能力が5トン以上のものに該当します。

3案件の敷地の位置ですが、1ページ目右側上段をご覧ください。

第1号議案バイオディーゼル岡山株式会社の敷地、第2号議案エコシステム岡山株式会社の敷地、第3号議案岡山砒油株式会社の敷地の位置関係を示しております。3施設は直線距離にして2kメートル以内と近接した位置関係になっております。

発生廃棄物の処理過程、3議案施設の関係性についてですが、1ページ目右側下段をご覧ください。1号議案であります、バイオディーゼル岡山は、市内のスーパーや給食調理場等から出た、期限切れの食品や、食べ残し食品、調理残渣等の事業系一般・食品廃棄物から発生させた、メタン発酵ガスによる発電を主体としたリサイクル事業を計画しております。今回このメタン発酵処理施設が一般廃棄物処理施設に該当し、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく敷地の位置について許可を得るべく本審議会に付議を行うものです。

メタン発酵処理にて排出される発酵残渣(残りカス)については、脱水処理が行われ、固形物である脱水ケーキは、東部クリーンセンターに持ち込まれ、焼却処分する計画となっております。脱水処理にて発生した液体である消化ろ液は、施設内で処理を行い1日50立法メートルまでは下水道に放流する計画としています。1日50立法メートルを超える消化ろ液は、バイオディーゼル岡山から第2号議案の施設であるエコシステム岡山に持ち込まれ焼却処分をし、また保守点検等での東部クリーンセンター停止時には、脱水処理する前の発酵残渣の状態のままエコシステム岡山に持ち込み、焼却処分をする計画としています。

第2号議案施設のエコシステム岡山は、平成16年に建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可を受けた産業廃棄物処理施設ではありますが、今回バイオディーゼル岡山からの一般廃棄物を受け入れ、処理を行うことに伴いまして、一般廃棄物処理施設としても施設の位置について許可を得るべく本審議会に付議を行うものです。

エコシステム岡山で焼却処分され、排出された一般廃棄物である燃え殻は、第3号議案施設の岡山砒油に持ち込まれ、おがくず、プラスチック類、石灰等と混合して、セメント原料として、セメント工場へ搬出をされます。

第3号議案施設岡山砒油について、現在稼働している混合調整を

行う産業廃棄物中間処理施設は、建築基準法第51条ただし書きの許可は不要な施設でございますけれども、同じ施設を利用して一般廃棄物である焼却灰の処理を行うこととなることから、今回一般廃棄物処理施設として敷地の位置について許可を得るべく本審議会に付議を行うものとなっております。

それでは、第1号議案の説明に入らせていただきます。資料2ページをご覧ください。バイオディーゼル岡山株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてです。施設の概要ですが、事業者、位置、主要用途、敷地面積は表記のとおりです。用途地域は工業地域であり、処理能力は一般廃棄物のメタン発酵が1日当たり40トンとなっております。敷地の位置について検討する際の、都市計画上の観点についてですが、1つ目として、敷地及び周辺の用途地域の指定状況や、風致地区や景勝地の有無、学校、病院、公園との位置関係など、当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合が上げられております。2つ目として、搬出入車両の増加に伴う交通への影響、生活環境影響調査による評価など、都市環境への影響が上げられます。

まず、1つ目の当該施設の敷地の位置と、既存の都市計画との整合についてですが、都市計画運用指針の中では、廃棄物処理施設の敷地は工業系の用途地域が望ましいとされており、当該敷地の用途地域は工業地域であることから都市計画と整合していると考えられます。民家にも近接していないため、一般廃棄物処理施設の立地場所としては問題ないと考えております。また、周辺には風致地区や景勝地もなく、学校、病院などの都市施設も事業予定地から離れており、既存の都市計画との整合にも問題ないと考えております。同じページの付近見取図にて民家、学校や病院との距離を示しております。

2つ目の都市環境への影響についてですが、同じページ右側上段をご覧ください。搬出入車両の増加に伴う交通への影響についてですが、事業計画では車両増加台数が1日当たり63台としており、運搬の際に通行する市道の通行量、約18,000台と比較して非常に少ないため、道路交通への影響は軽微であると考えております。また生活環境影響調査による評価についても、岡山市環境局において、技術的審査を行って問題ないと判断されております。下段

に参考で予測結果及び評価を示しております。従いまして、都市環境への影響は問題ないと考えております。

以上のことから、当案件はその敷地の位置が都市計画上支障がないと考えております。

3 ページ目をご覧ください。バイオディーゼル岡山株式会社一般廃棄物処理施設の位置図になります。次に4 ページ目が計画図となっております。赤線で囲った範囲が今回の第51条許可区域になります。5 ページ目をご覧ください。5 ページが配置図となります。青線で囲った建物が第51条関連建物、赤線で囲い青で塗りつぶした範囲が第51条許可施設となります。

次に、6 ページ目をご覧ください。ページ左上が施設のイメージパースで、北面から見下ろしたものとなっております。ページ左下が敷地の現況写真になります。また、ページ右上が処理工程図となって、1日40トンの食品廃棄物を受け入れ、処理棟で選別を行いメタン発酵槽にて発酵を行います。発生ガスを利用して発電を行い、発酵残渣は脱水施設で脱水されて液体と固体に分離され、排水については下水放流、脱水ケーキは東部クリーンセンターにて焼却する工程となっております。ページ右側下段にありますように、本事業の実施により期待される効果として、再生利用率の上昇、既存処分場の延命化や新規処分場のコンパクト化が期待できます。また、周辺環境に対する配慮計画として、表記のとおり大気汚染・悪臭対策、騒音・振動対策を行う計画とされております。以上、第1号議案の説明とさせていただきます。

続きまして、第2号議案の説明に入らせていただきます。資料7ページをご覧ください。エコシステム岡山株式会社一般廃棄物・産廃棄物処理施設の敷地の位置についてです。施設の概要ですが、事業者、位置、主要用途は表記のとおりになっております。敷地面積が約171,000平方メートルで、そのうち施設配置区域面積が約30,500平方メートルとなっております。用途地域は工業専用地域であり、既存の産業廃棄物処理施設である焼却施設を利用して一般廃棄物の焼却を行う計画で、処理能力は発酵残渣が1日あたり90トン、ろ液が1日当たり102.9トンとなっております。第1号議案のバイオディーゼル岡山からの一般廃棄物受け入れには、十分な処理能力を有しております。

当該施設の敷地の位置について検討する際の都市計画上の観点については、第1号議案と同じで、表記のとおりでございます。当該施設の敷地の位置と、既存の都市計画との整合ですが、民家にも近接しておらず、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、都市計画と整合していると考えられます。なお、平成16年に建築基準第51条ただし書き許可を受けて稼働している産業廃棄物焼却施設を用いて一般廃棄物の焼却も行う計画であり、一般廃棄物処理施設の立地場所としては問題ないと考えております。また、周囲に風致地区や景勝地もなく、学校、病院などの都市施設も事業予定地から離れておりまして、既存の都市計画との整合に問題ないと考えております。同じページの付近見取図にて民家、学校や病院との距離を示しております。

都市環境への影響についてですが、同じページ右側上段をご覧ください。搬出入車両の増加に伴う交通への影響についてですが、事業計画では車両増加台数が1日当たり5台となっており、運搬の際に通行する市道の通行量、約18,000台と比較して非常に少なく、周辺の道路交通への影響は軽微であると考えられます。

また、生活環境影響調査による評価についても、岡山市環境局において技術的審査を行って、問題ないと判断されております。下段に、参考で予測結果及び評価を示しています。以上のことから、当案件はその敷地の位置が都市計画上支障がないものと考えています。

8ページ目をご覧ください。エコシステム岡山株式会社一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の位置図となっております。次に、9ページ目をご覧ください。9ページ目が計画図になっておりまして、赤線で囲った範囲が第51条許可区域となります。黒線で囲った範囲が、第51条施設の配置区域となっております。次に、10ページ目をご覧ください。配置図となっております。赤線で囲い、青で塗りつぶした範囲が、法第51条許可施設となっております。

次に、11ページ目をご覧ください。ページ左上段が既設の産業廃棄物処理施設の処理能力、下段が既設焼却炉の写真となっております。ページ右側が処理工程図になっておりまして、既設の産業廃棄物処理工程の中で第1号議案のバイオディーゼル岡山よりの発酵残渣、消化ろ液を処理し、焼却を行います。この処理工程で燃焼

室等から出た燃え殻が、第3号議案施設である岡山砒油株式会社にて処理できるようになっております。なお、今回の申請において、焼却施設の能力に変更はなく、能力の範囲内で産業廃棄物に加え、一般廃棄物も処理することになります。以上で、第2号議案の説明とさせていただきます。

続きまして、第3号議案の説明に入らせていただきます。資料の12ページ目をご覧ください。岡山砒油株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてです。施設の概要ですが、事業者、位置、主要用途、敷地面積は、表記のとおりとなっております。用途地域は工業専用地域であり、処理能力については、一般廃棄物の混合調整として表記のとおりとなっております。当該施設の敷地の位置について検討する際の都市計画上の観点につきましては、第1号議案、第2号議案と同じで、表記のとおりでございます。

当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合ですが、民家にも近接しておらず、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、都市計画と整合していると考えております。なお、建築基準法第51条ただし書き許可を要しない既存の産業廃棄物処理施設を用いて一般廃棄物の処理も行う計画であり、一般廃棄物処理施設の立地場所としても問題ないと考えております。周囲に風致地区や景勝地もなく、学校、病院などの都市施設も事業予定地から離れており、既存の都市計画との整合にも問題はないと考えております。同じページの付近見取図にて民家、学校や病院との距離関係を示しております。

都市環境への影響についてですが、同じページ右側上段をご覧ください。搬出入車両の増加に伴う交通への影響についてですが、事業計画では車両増加台数が1日当たり2台となっており、運搬の際に通行する市道の通行量、約18,000台と比較して非常に少なく、周辺の道路交通への影響は軽微であると考えております。

また、生活環境影響調査による評価についても、岡山市環境局にて技術的審査を行って、問題ないと判断をされております。下段に、参考で予測結果及び評価を載せています。以上のことから、当案件はその敷地の位置が都市計画上支障がないものと考えています。

13ページ目をご覧ください。岡山砒油株式会社の一般廃棄物処理施設の位置図となっております。次に、14ページ目をご覧ください。

	<p>さい。計画図となっております、赤線で囲った範囲が法第51条許可区域となっております。次に、15ページ目をご覧ください。配置図になります。青線で囲った建物が法第51条関連建物、赤線で囲い、青で塗りつぶした範囲が法第51条許可施設となっております。</p> <p>16ページ目をご覧ください。ページ左側が、既設の処理施設の写真となります。ページ右側上段が、処理工程図となっております。第2号議案エコシステム岡山からの燃え殻と、その他の産業廃棄物、有価物を重機により混合し、取り扱いのしやすい成分、性状に調整したのち、セメント工場等へ持ち込む計画となっております。周辺環境に対する配慮計画については、ページ右側下段に記載のとおりの方策を行う計画としています。以上で、第3号議案の説明とさせていただきます。</p> <p>3議案すべての説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。只今事務局から説明がありました第1号議案から第3号議案まで、まとめてご審議をお願いいたします。ご質問、ご意見ございましたら。はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>何点か教えてやってください。まず、1ページに発生廃棄物の処理過程というのが出てくると思うんですけども、脱水ケーキと消化ろ液というのを、東部クリーンセンター、岡山市の下水道幹線に放流することになってるんですけども、これはもう、ご協議が整っていることなんでしょうか。</p> <p>それから2番目にですね、都市計画上の観点ではないんですけども、こういう1号議案のような新しい事業をやる場合の事業の継続性というのは、チェックはないのでしょうか。</p> <p>それから3点目としてですね、生活環境影響調査っていうのをおやりになってるんですかね。これは、この度できた環境アセス条例との関係というのは、どうなってるんでしょうか。教えてください。</p> <p>それから、4点目なんですけれども。6ページですかね、処理工程図が、食品廃棄物、さっき説明があったように、売れ残りだとか、食品残渣を集めて来られるんであろうと思うんですね。それで、括弧で、事業系一般廃棄物っていうふうになってるんですね。これは、事業系一般廃棄物のみなんでしょうか。産業廃棄物も入るんでしょ</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>うか。このことと、2号議案、3号議案のものは、この施設は、産廃も入れてもいいような施設になってるのかどうか。その4点、お願いします。</p> <p>はい。それでは、事務局、4点ほどございましたけれども、よろしくお願いします。</p> <p>まず、1点目、東部クリーンセンターと下水道局との協議についてですが、これは、すでに協議済みというふうに聞いております。</p> <p>それから事業の継続性についてですが、再生可能エネルギー発電事業計画については、すでに経済産業省の認定を受けておりまして、売電開始から20年間は、一応売電収入が確定していると聞いておりますので、事業の採算確保はできるんじゃないかと考えております。</p> <p>3番目の、環境アセス条例の件に関しましては、これの対象の廃棄物処理施設でも、産業廃棄物の焼却施設や最終処分場を対象としているものでありまして、それには該当していませんので、アセス条例には該当いたしません。</p> <p>あと、事業系一般廃棄物が産業廃棄物を対象としているかどうかについては、これについては両方とも対象としておりまして、産業廃棄物の方も受け入れるというふうに聞いております。ということですね、産業廃棄物に関しましても、補足ではございますが、バイオディーゼル岡山様に関しましては、汚泥の脱水施設ということで、一応、産業廃棄物処理施設としての設置許可申請の方も提出されておりました、現在審査中でございます。以上でございます。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>委員さん、よろしゅうございますか。</p> <p>はい、どうもありがとうございます。下水道局あるいは環境局とも協議の方、整っているということなんで。事業の継続性については、売電の方はそういうことですね。おそらく、この収入の中で大きいのは処理手数料かなというふうに思うんですね。売電よりも、おそらく処理手数料、1日40トンで、1トン当たり1万数千円で受けるとして、処理手数料が大きいかなというふうにも思うんですけれども。今、考えているのは、事業系一廃と産廃だと、どういう入り方、どういう処理の仕方するかというのは、ここの審議会の内容とはちょっと違うとも思わんでもないんですが、わかれば教えてください。</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>2号議案と3号議案で、さっき産廃のというようなこともあったんですけど、ここも議案書を見ると、一般廃棄物の処理施設とはなってるんですけど、ここもだから、合わせ産廃じゃないけれど、産廃と一般の処理は両方できるような施設になつとると、そういうふうに理解したらいいんですかね。</p> <p>はい。いかがですか。</p> <p>第2号議案、第3号議案の施設につきましては、現在、産業廃棄物処理施設としての許可を受けて事業をしているところでございますので、そこに今回、一般廃棄物が入るということで、その一般廃棄物の処理をすることが、51条の対象になるということなので、今回、一般廃棄物の処理施設として、位置の決定をさせていただくということでございます。</p> <p>バイオディーゼルにつきましては、基本的には、一般廃棄物を受け入れるということ、余りの部分で産業廃棄物を受け入れるんですけども、今回の51条の対象としては、一般廃棄物の処理の方だけが対象となるので、産業廃棄物の方は特に書かせていただいているということなんです。</p>
<p>委員 会長 委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>はい。委員さん。</p> <p>ご説明ありがとうございました。1号議案から3号議案まで、ご説明いただいたように、それぞれ用途地域を含めた都市計画の整合性について、また、交通量も含めた都市環境の影響までも含め、都市計画上しょうがないということでございます。</p> <p>その上で何点か確認させていただきたいんですけども、私も地元がこの辺りです。この辺りの地理的なことはよくわかっているつもりです。こちらにご指摘のように、直接、民家が接しているわけでもないし、さっきご説明がありました公共的な施設があるわけでもございません。ここに上がってくる時点で、必要なかどうか存じ上げませんが、特にその周辺におうかがいする中でですね、こういう計画があるということを知っている住民の方も、一部ではございますがいらっしゃいます。そういった方、特に反対をされるような方、危険性を感じるような、そんなようなお声を聞いたことはないんですけども、住民の皆様から、まずこの点について、何かこの計画についての反対なりなんなり、そういったお声が聞か</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>れているような状況があるのかないのか、まずこれについて、教えてください。お願いいたします。</p> <p>はい。事務局、お願いいたします。</p> <p>こちらの方の一般廃棄物の処理施設の設置許可につきましては、市の方の要綱を定めさせていただいております、概略計画、事前計画という形で手続きを進めさせていただいております、特に事前計画の中でですね、地元の方との調整ということで、近隣町内会への説明会とかという形で、丁寧に対応させていただいているという形になっております。一応、同意の方もいただいたりとかして、対応させていただいております、こちらの方も当課としては、例えば、こちらの施設に反対ですとかですね、そういう話を直接聞いたことはございません。一廃の方はそういう形になっております。</p> <p>産業廃棄物処理施設の方につきましても、条例がございまして、同様に手続きを進めさせていただいております、地元への説明等させていただいております、特段、産廃の方にもこの施設について、反対等のご意見はいただいているというふう聞いております。以上でございます。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、どうぞ、委員さん。</p> <p>はい。ありがとうございます。特に地元からのそのようなお声も聞いていないというようなことでございますので。それで、先ほど交通量のお話がございまして、2号議案、3号議案については、わずかな台数ということでしょうから、1号議案に関しまして、交通量の部分の懸念というのもですね、一般的には出てくるんですが、この数字を見させていただく限り、特に問題はないんだと思います。</p> <p>その上でですね、1号議案の2ページ目の下にですね、付近見取図ということで、申請位置が書かれております。その中に、市道福浜町築港栄町線、閉め切り堤防を抜けていく道と、外環状線の一部なんですか、築港元町築港栄町線、要は、この付近見取図の中では、両方から入って来れるような計画にも見えるんですけども、この交通量の影響が、先ほど大してないということでありましたが、こういった形でこの現地に入っていくのか、そのご説明をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>2ページ目の左下の付近見取図にありまして、メインの搬出入経</p>

<p>委員 会長 委員</p>	<p>路としては、中央卸売市場の南側を東から入ってくる経路をメインとして、今考えておりました、その他の経路は、イレギュラーな場合ということで聞いております。</p> <p>はい、会長。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>ということは、市場の裏ということで、そこは交通量がさほどあるところではないと理解しております。そういった計画だということでもわかりました。</p>
<p>事務局</p>	<p>最後にですね、6ページ目にですね、期待される効果として、いくつか挙げられておられます。先ほど委員さんからお話がありましたことと言えば、年間にですね、岡山市で事業系ごみというのが88,000トンある。それに対して、今こちらの計画では、日ベースで40トンですから、年間にしたら、12,600トンの量になる。その分が削減されるというような理解でよろしいんですかね。</p>
<p>委員</p>	<p>今、委員さんのご指摘のとおり、基本的に事業系ごみにつきまして、東部クリーンセンター等に入っているところの部分が、今度バイオディーゼル岡山のところに入っていくということで、基本的にはその部分の量が減っていくという形になってくると思います。</p> <p>はい。事業系ごみは、毎年毎年、多く増えていっているわけではありませんけれども、5、6年前に比べれば、6000トン、7000トン当たり増えていて、それが食品リサイクルの向上につながるというようなことで、そう理解しておきます。</p> <p>あと、再生可能エネルギーの辺りとかですね、こちら6ページにも書いてあるような既存、いわば焼却場の延命化、そういったことにも事業が繋がるのであるということ、感じさせていただいております。それとあわせて、二酸化炭素削減、そういったことにも、リサイクルすることによってなるんだと思うんですが、具体的にそういったような数値みたいなことというのは、わかるんでしょうか。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>はい。いかがでしょうか。</p> <p>すみません。二酸化炭素削減の数値というのは、具体的にちょっと今、把握しておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。先ほど言いました12,600トンがですね、今まで燃やしていたものが、リサイクルとして使われるということですから、</p>

	<p>一定の効果があるんじゃないのかなとは思いますが。その上で、新しくものが建つということで、一定の、岡山市にとってはですね、新規の雇用創出、その部分にもつながってくるんだと思います。結論からすれば、最初に申し上げました都市計画上の問題もないということでもありますし、環境面についてもですね、非常に有意義な施設ではないのかということ、今確認させていただきました。ありがとうございました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>岡山の土地勘があるわけではないんですが、1号、2号、3号議案で、先ほどの交通搬出入車両による影響が非常に少ないというような話があったわけなんですけれども、1日当たり63台、それから、あと5台と2台を足すと、それなりに70台程度あるのかなというふうな話があると思うんですけれども。要は、これがいつ通るのかっていうところ、すなわちその、小学校とか中学校があって、その通学路なんか子供が安全に通学しなくちゃいけないところを、1日に70台程度が、その時間帯に通ったりするというのは、大型車両が通っていくので、その辺の安全の確保というのは、どのように考えておられるのかなと思ったところなんです。つまり、通学路を通るのかどうなのか。その時間帯がどうなのか、朝なのか夕方通るのか、どうなのか。その辺の安全性について教えていただきたいということ。</p> <p>それと、昨今、非常に災害が激甚化してきて、多発化してきているという背景がございます。昨年の7月豪雨災害でも、広島、岡山を中心に非常に200名を超えるような死傷者が発生していて、さらに、今なお9,000人を超える方々が仮設住宅などなんかで、不自由な生活を送っておられるというふうに聞いております。要は、これを読ませていただくと、平常時は問題ないというふうにまとめられてるんじゃないかなと思うんですけれども、今のこういう災害時だとか、非常時に対して、どうなんだろうなというふうなところで、この辺り、もし地震だとか津波だとか洪水、浸水が起こったときに、こういった1号、2号、3号事案のところ浸水したとか、何か影響があったときに、海の方に化学物質が流れ込んだりだとか、何か影響が本当にあるのかなのか。あるいは、継続性という</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>面でBCP、ビジネスコンティニティプランニングですね、その会社が立てておられるのかどうなのか。この辺り安全、安心に関してどういうふうを考えられているのかというのがわかりましたら、教えていただけたらと思います。</p> <p>はい。事務局、お願いいたします。</p> <p>搬出入につきましては、登下校時の時間帯は避けて行うというふうに聞いておりますので、子供たちに不安を与えないように配慮しての対応と考えています。</p> <p>あと、災害対策につきましては、発酵槽の周辺については防液堤等の設置を行い、コンクリート層等によって地下浸透を防止するような措置も行うというふうに聞いておりますので、そういった措置で、十分かどうかというのがあると思いますけれども、対応を考えてはおります。あと、BCPについては、ちょっと把握できておりません。申し訳ありません。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい。よろしゅうございますか。他いかがでしょうか。じゃあ、委員さん。</p> <p>事業自体は、リサイクル推進、分別そして再利用ということで、目的もその場所も、大きな問題はないのかなというふうには感じているんですけれども、ちょっといくつかだけ確認をさせてください。</p> <p>まずですね、生活環境の影響について、一番関心があるんですけれども。7ページのところで、2号議案ですが、対岸には小学校も中学校もあると。焼却施設なので、大気汚染とか水質汚染とか、その辺が気にはなるんですけど、生活影響調査はしていただいているんですか。これ予測っていうふうにあるんで、まだしていていなくて予測なのか、定期的に環境局、市が主導で行うのか、その辺りを確認させていただきたいのと、1ページに戻って、その焼却施設に処理が回っていくのが、1日50トンを超えた分ということであって、現在の能力の範囲内ということなんですけれども、事業計画は、どれくらいこういう日が発生するというふうに踏んでおられるのかというのを教えていただきたい。</p> <p>3点目は、新しい技術になるのかなというふうな意見もありましたが、メタンガスなんかが出てくるのであれば、先ほどの災害の話にも関連しますけれども、危機管理という点については、市の方で</p>

事務局	<p>チェックをしたのかしてないのか、どこが責任をもって管理をしていくのかという辺りについて、3点教えてください。</p> <p>まず、ご質問の1点目、大気、ばい煙に関するですね、調査に関してですけど、大気汚染防止法やダイオキシン対策特別措置法によって、事業者さんは定期的に測定をすることを義務づけられている点もありますし、こちらの方も、定期的にですね、ダイオキシンの測定などを、行政検査の方で行っております。ぜひその辺り、検査の中で、ばい煙に関する安全性というのは、確認していきたいと思っております。</p> <p>続きまして、バイオディーゼル岡山やエコシステム岡山の方に、どれぐらいの量、頻度というご質問だったと思うんですが。基本的に、事業者さんから聞いているお話では、ほとんど気化するものとかですね、緊急時というのは、あんまりたくさん想定してない。実際、東部クリーンセンターが止まるという形は、焼却炉が何基かございまして、全部止まるということは、そうたくさんないと想定させていただいているのと、50トンを超えろということも、あるかもしれないんですが、そんなに頻度はないということで、おうかがいさせていただいております。</p>
事務局	<p>メタンガスによる危機管理の問題ですけども、今、聞いておりますのは、メタンガスを含むバイオガスについては、すべて密閉状態で取り扱いを行って、発酵槽内については、圧力監視を行い、漏えい時等の圧力異常についても検知するような可燃ガス検知器を携帯し、巡視を行うというふうに聞いておりました、事業の中で危機管理されるものというふうに考えております。</p>
委員	<p>わかりました。直接的な責任、指示はないのという判断になるでしょうかね。ただ何かあったときに、ちゃんと対応ができるとか、そういう大きな爆発とかね、専門的なことはわかりませんが、そういうことは心配がないのかなという確認だけさせていただきたかったですけど、ないということでもいいんですね。</p>
事務局	<p>ガス検知器等を設置をして監視していくというふうに聞いておりますので、基本的にはないというふうには思っております。</p>
会長	<p>はい、他にいかがでしょうか。はい、委員さん。</p>
委員	<p>とても基本的なことかもしれませんが、1つ教えてください。先ほど、委員さんの方から地域の方々の考えというか、そういうもの</p>

事務局	<p>についてご質問がございました。少し関連するかと思えます。こういった施設をつくるにあたって、どういう範囲のどういう方々にどういうふうに周知というか、説明なさるのか教えてください。例えば、中学生とか高校生の意見を聴取するのとか、説明の方法とかそういったことを、基本的なことかもしれませんが、教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。</p> <p>一般廃棄物の処理施設と産業廃棄物の処理施設で、それぞれ縛りがございまして、まず、法的な部分で言いますと、焼却施設につきましては、公告縦覧とかですね、意見聴取という形のものがございます。あと、他の施設につきましても、まず一般廃棄物につきましては、要綱の方で定めさせていただいております、敷地境界線から100メートルの区域内に生活されている方とかですね、隣接する土地の所有者の方とか、それから100メートルの区域内のところに含まれている町内会の方ですね、そういう方々につきましては、説明を十分させていただくなりとかですね、同意をとっていただくなりということで、事業について説明をしてくださいという形で指導をさせていただいております、事業者さんの方も、その部分をやっているという形になっております。あと、産廃の方も、ちょっと説明させていただきます。</p> <p>周知の方法に関してですが、一般廃棄物同様に、いわゆる同意という形で皆様にお知らせする方法と、当然こちらで説明会という方法、2つあります。まず、いわゆる同意に関してはですね、産業廃棄物の要綱の観点で言えばですね、敷地境界の方、あと水利権利者の方、あとその工場が属する地元の町内会の方に、まず説明をして同意をいただく形になっております、あと説明会に関しましては、その工場から500メートルの範囲内に接する町内会の方、全部の町内会に説明することになっております。以上です。</p>
会長 委員	<p>はい、いかがですか。</p> <p>ありがとうございます。じゃ、町内会を対象に説明会を開いて、そちらの方にお越しいただくという形になるんですか。それとも、一軒一軒回って、何かサインというようなものをしていただいたりするんでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらのバイオディーゼル岡山につきましては、地元の説明会の方を、去年ですね、平成30年にさせていただいております。町内の</p>

	<p>方とか、関係者の方をお呼びさせていただいて、事業者の方から事業の説明をしているという形をとっております。</p> <p>先ほど一般廃棄物で言われた、地元町内会を呼ぶケースもありますし、今回は、特に工業地域に立地するという事で、エコシステム岡山に関しましては、近くの工場を、一軒一軒回ったというふうには聞いております。以上です。</p>
委員 会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいですか。はい。他にご質問、ご意見いかがでしょうか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい。それでは、いろいろとご質問、ご意見いただきましたけれども、他にご意見もございませんようですので、第1号議案バイオディーゼル岡山株式会社一般廃棄物処理施設、第2号議案エコシステム岡山株式会社一般廃棄物・産業廃棄物処理施設、第3号議案岡山砒油株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、原案どおり承認するという事で、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、第1号から第3号議案は、原案のとおり承認するものといたします。以上で、本日の案件の審議を終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、これをもちまして、本日の第41回岡山市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。また、傍聴者の方は、本日お渡しした傍聴券を受け付けにお返しの上、ご退席ください。</p> <p>午後3時06分 ～ 閉会 ～</p>